

国家外貨管理局、「一部地域における外商投資企業の外貨資本金元転の管理方式の改革試行を展開することに関する問題についての通知」を公布

試行地域で外貨資本金の自由元転が可能に

トランザクションバンキング部

国家外貨管理局（以下略称、「外管局」）は、一部地域における外商投資企業の外貨資本金管理改革を目的として、2014年7月4日付で「国家外貨管理局の一部地域における外商投資企業の外貨資本金元転の管理方式の改革試行を展開することに関する問題についての通知（匯発〔2014〕36号）」（以下略称、「36号通知」）を公布しました。2014年8月4日から施行されています。

36号通知では、これまで中国（上海）自由貿易試験区（以下略称、「自貿区」）など極一部のエリアでしか取扱えなかった「外商投資企業の外貨建て資本金の自由元転（注：自由に人民元転すること）」について、適用エリアが全国16地域まで拡大されています。

1、外貨建て資本金の自由元転が可能な16地域

36号通知は、以下16地域に適用されます。適用は市内の特定地域に限られていますが、指定地域以外の市全域にも適用可能としている地域もあります。

天津濱海新区、瀋陽経済区、蘇州工業園区、東湖国家自主创新示范区（武漢市）、広州南沙新区、横琴新区（珠海市）、成都市高新技术産業開発区、中関村国家自主创新示范区（北京市）、重慶两江新区、黒竜江沿辺開発開放外貨管理改革試点地区、温州市金融総合改革試験区、平潭総合実験区（福建省）、中国-マレーシア欽州産業園区（広西自治区）、貴陽総合保税區（貴州省）、深圳前海深港現代サービス合作区、青島市財富管理金融総合改革試験区

2、外貨建て資本金の自由元転とは

対象地域の外商投資企業は、外貨資本金の人民元転時に銀行に対しエビデンスを提出せずに全額人民元転することができるようになりましたので、企業は資金ニーズ及び為替相場状況次第で自由に両替のタイミングを選択することができます。自由元転後の人民元は「元転支払待ち口座」に入金し、対外支払い時にエビデンスの提出が必要になります。

人民元転後の人民元資金は、保証金への充当や国内投資、クロスボーダー決済にも充当可能です。

「元転支払待ち口座」の人民元資金は、外管局の許可を得ない限り外貨転してもとの資本金口座に戻すことはできないことと、同名義の「元転支払待ち口座」間の相互振替ができないことに注意が必要です。

外管局は自由元転比率を設定しており、この比率は現在100%とされているため、外貨資本金全額を自由元転することができます。この比率は今後調整される可能性があります。

外商投資企業は、36号通知で許可された「自由元転制」と、従来の方法の「支払元転制」のどちらかを選択して外貨資本金を使用することができます。自貿区ではこれらを選択できず、自由元転制のみが適用されています。従来の支払元転制で人民元転した人民元は、「元転支払待ち口座」に入金することはできません。

3、自由元転後の資金使途

36号通知では、資金使途がルール化されると同時に、従来は不可とされていた、持分出資のための人民元転、及び保証金支払のための人民元転・支払が可能になりました。「元転支払待ち口座」の支出範囲（図表1）に「③資金集中管理専用口座への振替」が含まれることから、人民元転後資金の集中管理が可能と解されます。

また、備用金（予備資金）について、従来の外貨資本金の備用金のための両替は「1回の実行金額が5万米ドル相当、1ヶ月の累計実行金額が10万米ドル相当を超えてはならない」とされていましたが、36号通知では、1回5万米ドルの上限が撤廃され、単月累計上限額が60万人民元となりました。

「元転支払待ち口座」の収入・支出範囲や資金使途、その他直接投資項目外貨資金については図表1をご参照ください。

【図表1：「元転支払待ち口座」とその他直接投資項目外貨資金について】

口座	項目	内容
元転支払待ち口座	収入範囲	①対応する資本金口座・域内資産換金口座・域内再投資口座から人民元転して振替える資金、②本口座から規定に準じて払出した資金の再入金、③取引解消による返却資金、④人民元利息収入及び外管局で登記や核準（認可）を経たその他収入
	支出範囲	①経営範囲内の支出、②人民元保証金の支払、③資金集中管理専用口座への振替、④使用済の人民元借入の返済、⑤外債返済の外貨転支払或いは直接対外支払、⑥外国投資者の減資・引き揚げによる外貨転支払或いは直接対外支払、⑦外貨転支払或いは直接対外支払を行う経常項目支出及び外管局的登記或いは核準を経たその他資本項目支出
	資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資本金及び人民元転後の人民元の使途は企業の経営範囲内の支出に限定 ◆ 以下の資金使途は原則不可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券投資 ・ 人民元委託貸付（経営範囲で許可されている場合を除く） ・ 企業間貸借（第三者立替を含む）の返済、第三者に転貸した銀行借入の返済 ・ 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産購入の関連費用支払
	保証金支払	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人民元転後資金を人民元保証金へ充当可能 ◆ 保証履行と違約発生による支払以外、「元転支払待ち口座」から払出した資金は元のルートで再入金する
その他直接投資項目の外貨資金口座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 域内資産換金口座 ・ 域内再投資口座 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資本金口座に準ずる管理、つまり自由元転が可能 ◆ 域内個人が開設した域内資産換金口座と域内再投資口座、及び域内機構と個人が開設した域外資産換金口座は、直接銀行で人民元転が可能
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前期費用（事前関連費用）口座 	◆ 自由元転不可、支払元転制を適用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証金専用口座 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 域外振替保証金専用口座、域内振替保証金専用口座内の資金は人民元転不可 ◆ 保証履行や違約が発生する場合、保証金を受領する側が外貨管理局で許可取得済み、或いは外貨管理局で登記してから開設したその他資本項目外貨口座へ関連保証金を入金し、関連規定に基づき使用
	◆ 上述の直接投資項目下の口座内利息収入と投資収益は、経常項目外貨管理関連規定に照らして、直接銀行で人民元転及び支払が可能	

4、人民元転資金の域内持分出資について

従来、投資性公司等が外貨資本金で域内持分出資を行う場合、外貨資本金の人民元転は不可とされていたため外貨で持分出資を行う必要がありました。36号通知により、対象地域の外商投资企业は従来方式以外に資本金を人民元転して投資することが可能になりました。出資先の為替リスクを勘案して出資通貨を外貨か人民元か選択できるため、利便性が高まる見込みです。

一方、主要業務が投資である投資性公司等とは異なる、一般性外商投资企业が、外貨資本金を人民元転して持分出資を行うことができるのか、経営範囲に投資が含まれる必要があるのか、等については確認が必要であり、今後の当局解釈・動向を注視して参ります。

【図表2：資本金振替で域内持分出資を行う場合の投資可能なパターン】

会社種類	外貨資本金での投資可能なパターン
<p>投資が主要業務の外商投资企业</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外商投资性公司 ・外商投资创业投资企业 ・外商投资持分投资企业 	<p>以下2パターンで域内持分投資を行うことができます。</p> <p>I. (新方式)「元転支払待ち口座」内の人民元資金を被投资企业口座へ振替</p> <p>II. (従来方式)域内外貨振替方式で持分投資を実施</p> <p>※上述の企業持分投資以外の資本金人民元転は支払元転制に基づき処理する。</p> <div data-bbox="686 940 1181 1366" style="text-align: center;"> <p>出資イメージ図</p> <p>The diagram illustrates the investment process. On the left, under 'Investing Company', there is a box for 'Foreign Currency Capital Account'. A dashed arrow labeled 'II 域内外貨振替で出資' points to a box for 'Yuan Transfer Payment Pending Account'. From this pending account, a red dashed arrow labeled 'I' points to a box for 'Investee's RMB Account (RMB)'. A solid arrow labeled 'I' also points from the 'Foreign Currency Capital Account' to the 'Investee's RMB Account (RMB)'. The 'Investee Company' is indicated on the right side of the diagram.</p> </div>
<p>上記以外の一般性外商投资企业</p>	<p>以下2パターンで域内持分投資を行うことができます。</p> <p>I. 域内外貨振替方式(現行の域内再投資関連規定に基づく)</p> <p>II. 人民元転後の人民元資金で域内持分出資を行う</p> <p><手続き></p> <ol style="list-style-type: none"> ①. 被投资企业が所在地外貨管理局で域内再投資登記を行う ②. 被投资企业が「元転支払待ち口座」を開設 ③. 投资企业が投資資金を被投资企业の「元転支払待ち口座」へ振替 <p>※被投资企业が引続き域内持分投資を行う場合も、上記手続が必要。</p>

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局关于在部分地区开展外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革试点有关问题的通知 汇发〔2014〕36号</p> <p>国家外汇管理局天津、辽宁、江苏、湖北、广东、四川、北京、重庆、黑龙江、浙江、福建、广西、贵州省（自治区、直辖市）分局（外汇管理部），深圳、青岛市分局：</p> <p>为进一步深化外汇管理体制改革的，更好地满足和便利外商投资企业经营与资金运作需要，国家外汇管理局决定在部分地区（天津滨海新区、沈阳经济区、苏州工业园区、东湖国家自主创新示范区、广州南沙新区、横琴新区、成都市高新技术产业开发区、中关村国家自主创新示范区、重庆两江新区、黑龙江沿边开发开放外汇管理改革试点地区、温州市金融综合改革试验区、平潭综合实验区、中国-马来西亚钦州产业园区、贵阳综合保税区、深圳前海深港现代服务业合作区和青岛市财富管理金融综合改革试验区）开展外商投资企业资本金结汇管理方式改革试点。现就有关问题通知如下：</p> <p>一、外商投资企业外汇资本金实行意愿结汇 外商投资企业外汇资本金意愿结汇是指外商投资企业资本金账户中经所在地外汇局办理出资权益确认的外汇资本金可根据企业的实际经营需要在银行办理结汇。试点区域内注册成立的外商投资企业外汇资本金意愿结汇比例暂定为100%。国家外汇管理局可根据国际收支形势适时对上述比例进行调整。 在实行外汇资本金意愿结汇的同时，外商投资企业仍可选择现行支付结汇制使用其外汇资本金。银行按照支付结汇原则为企业办理每一笔结汇业务时，均应审核企业上一笔结汇（包括意愿结汇和支付结汇）资金使用的</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局の一部地域における外商投資企業の外貨資本金元転の管理方式の改革試行を展開することに関する問題についての通知 匯發〔2014〕36号</p> <p>国家外貨管理局天津、遼寧、江蘇、湖北、広東、四川、北京、重慶、黒竜江、浙江、福建、広西、貴州省（自治区、直辖市）分局（外貨管理部）、深圳、青島市分局：</p> <p>外貨管理体制改革的をさらに深化し、外商投資企業の経営と資金運用需要を一層充足し、利便性を向上させるため、国家外貨管理局は一部地区（天津濱海新区、瀋陽経済区、蘇州工業園区、東湖国家自主创新示范区、広州南沙新区、横琴新区、成都市高新技术産業開発区、中関村国家自主创新示范区、重慶両江新区、黒竜江沿辺開発開放外貨管理改革試点地区、温州市金融総合改革試験区、平潭総合実験区、中国-マレーシア欽州産業園区、貴陽総合保税区、深圳前海深港現代サービス合作区、青島市财富管理金融総合改革試験区）で外商投資企業の資本金人民元転の管理方式の改革試行を展開することを決定した。ここに関連問題を以下のように通知する：</p> <p>一、外商投資企業外貨資本金の自由元転 外商投資企業外貨資本金の自由元転とは外商投資企業資本金口座内の所在地外管局の出資權益確認を経た外貨資本金を企業の経営実需に基づき銀行で人民元転できることを指す。試行区域内で登記設立した外商投資企業の外貨資本金自由元転比率は暫定的に100%とする。国家外貨管理局は国際収支情勢に基づき適時上述の比率を調整することができる。 外貨資本金自由元転を実行すると同時に、外商投資企業は依然として現行の支払元転制を選択しその外貨資本金を使用することができる。銀行は支払元転原則に照らして企業のために人民元転業務を行う時、企業が前回人民元転（自由元転と支払元転を含む）した全資金の用途</p>

真实性与合规性。

外商投资企业外汇资本金境内原币划转以及跨境对外支付按现行相关外汇管理规定办理。

二、外商投资企业外汇资本金意愿结汇所得人民币资金纳入结汇待支付账户管理

外商投资企业应在其资本金账户开户银行开立一一对应的资本项目-结汇待支付账户（以下简称结汇待支付账户），用于存放意愿结汇所得人民币资金，并通过该账户办理各类支付手续。外商投资企业按支付结汇原则结汇所得人民币资金不得通过结汇待支付账户进行支付。

外商投资企业资本金账户的收入范围包括：外国投资者境外汇入外汇资本金或认缴出资（含非居民存款账户、离岸账户、境外个人境内外汇账户出资），境外汇入保证金专用账户划入的外汇资本金或认缴出资；本账户合规划出后划回的资金，同名资本金账户划入资金，因交易撤销退回的资金，利息收入及经外汇局登记或核准的其他收入。

资本金账户的支出范围包括：经营范围内结汇，结汇划入结汇待支付账户，境内原币划转至境内划入保证金专用账户、同名资本金账户、委托贷款账户、资金集中管理专户、境外放款专用账户、境内再投资专用账户、外债专用账户的资金，因外国投资者减资、撤资汇出，经常项目对外支付及经外汇局登记或核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户的收入范围包括：由对应的资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户结汇划入的资金，由本账户合规划出后划回的资金，因交易撤销退回的资金，人民币利息收入及经外汇局登记或核准的其他收入。

结汇待支付账户的支出范围包括：经营范围内的支出，支付人民币保证金、划往资金集中管理专户，偿还已使用完毕的人民币贷款，购付汇或直接对外偿还外债，外国投资者减

の真实性と合法性を審査しなければならない。

外商投资企业外貨資本金の域内原通貨振替及びクロスボーダー対外支払は現行の関連外貨管理規定に基づき処理する。

二、外商投資企業の外貨資本金を自由元転して得た人民元資金は元転支払待ち口座に入金して管理

外商投資企業はその資本金口座を開設している銀行にて一対一で対応する資本項目の元転支払待ち口座（以下略称、元転支払待ち口座）を開設し、自由元転して得た人民元資金を預け、当該口座を通じて各種支払手続きを行わなければならない。外商投資企業が支払元転原則に基づき人民元転して得た人民元資金は元転支払待ち口座を通じて支払ってはならない。

外商投資企業資本金口座の収入範囲は以下の通り：外国投資者の域外から入金された外貨資本金或いは払込引受出資（非居住者預金口座、オフショア口座、域外個人域内外貨口座出資を含む）、域外払込保証金専用口座から振替える外貨資本金或いは払込引受出資金；本口座の規定に準じて払い出した後に戻し入れる資金、同名義の資本金口座から振替える資金、取引解消による返却資金、利息収入及び外管局登記或いは核准（認可）を経たその他収入。

資本金口座の支出範囲は以下の通り：経営範囲内の人民元転、人民元転して元転支払待ち口座への振替、域内の域内振替保証金専用口座・同名義資本金口座・委託貸付口座・資金集中管理専用口座・域外貸付専用口座・域内再投資専用口座・外債専用口座へ原通貨で振替える資金、外国投資者の減資・資本引き揚げによる払出、經常項目の対外支払及び外管局的登記或いは核准を経たその他資本項目支出。

元転支払待ち口座の収入範囲は以下の通り：対応する資本金口座・域内資産換金口座・域内再投資口座内の人民元転して振替えられる資金、本口座が規定に準じて払出した資金の再入金、取引解消による返却資金、人民元利息収入及び外管局的登記或いは核准を経たその他収入。

元転支払待ち口座の支出範囲は以下：経営範囲内の支出、人民元保証金支払、資金集中管理専用口座への振替、使用済の人民元借入返済、外債返済の外貨転支払或いは直接対外支払、外国投資者の減資・資本引き揚げによる

资、撤资资金购付汇或直接对外支付，购付汇或直接对外支付经常项目支出及经外汇局登记或核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户内的人民币资金未经外汇局批准不得购汇划回资本金账户。外商投资企业同名结汇待支付账户间的资金不得相互划转。由结汇待支付账户划出用于担保或支付其他保证金的人民币资金，除发生担保履约或违约扣款的，均需原路划回结汇待支付账户。

三、外商投资企业资本金的使用应在企业经营范围内遵循真实、自用原则

外商投资企业资本金及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途：

- （一）不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；
- （二）除法律法规另有规定外，不得直接或间接用于证券投资；
- （三）不得直接或间接用于发放人民币委托贷款（经营范围许可的除外）、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还已转贷予第三方的银行人民币贷款；
- （四）除外商投资房地产企业外，不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

四、便利外商投资企业以结汇资金开展境内股权投资

除原币划转股权投资款外，允许以投资为主要业务的外商投资企业（包括外商投资性公司、外商投资创业投资企业和外商投资股权投资企业），在其境内所投资项目真实、合规的前提下，按实际投资规模将外汇资本金直接结汇后划入被投资企业账户。上述企业股权投资款以外的资本金结汇按支付结汇原则办理。

上述企业以外的一般性外商投资企业以资本金原币划转开展境内股权投资的，按现行境内再投资规定办理。以结汇资金开展境内股权投资的，应由被投资企业先到所在地外汇

外货转支或いは直接对外支払、外货转支或いは直接对外支払する经常项目支出及び外管局の登記或いは核准を経たその他資本項目支出。

元転支払待ち口座内の人民元資金は外管局の批准を経ずに資本金口座へ外货転資金を戻してはならない。外商投資企業の同名義元転支払待ち口座間の資金は相互振替してはならない。元転支払待ち口座から保証或いはその他保証金支払に使用する人民元資金の払出は、保証履行或いは違約による減額が発生した場合を除き、元のルートを通して元転支払待ち口座へ戻す必要がある。

三、外商投資企業の資本金使用は企業経営範囲内で真実の自社用原則を遵守しなければならない

外商投資企業の資本金及びその人民元転して得た人民元資金を以下の用途に用いてはならない：

- （一）直接或いは間接的に企業経営範囲外或いは国家法律法规が禁止する支出に用いてはならない；
- （二）法律法规にその他規定が有る場合を除き、直接或いは間接的に証券投資に用いてはならない；
- （三）直接或いは間接的に人民元委託貸付の実行（経営範囲で許可されている場合を除く）、企業間貸借（第三者立替を含む）の返済及び第三者に転貸した銀行人民元借入の返済に用いてはならない；
- （四）外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産購入の関連費用支払に用いてはならない。

四、外商投資企業が人民元転資金にて域内持分投資を展開する利便性を向上

原通貨での持分投資投資を除き、投資を主要業務とする外商投資企業（外商投資性公司、外商投資創業投資企業と外商投資持分投資企業を含む）が、その域内での投資プロジェクトが真実、合法であるという前提の下で、実際の投資規模に基づき外货資本金を直接人民元転した後で被投資企業口座に振替えることを許可する。上述の企業持分投資以外の資本金人民元転は支払元転の原則に基づき処理する。

上述企業以外的一般性外商投資企業が資本金原通貨の振替を以って域内持分投資を行う場合、現行の域内再投資規定に基づき処理する。人民元転資金で域内持分投資を行う場合、被投資企業は先に所在地外管局で域内再投

局办理境内再投资登记并开立相应结汇待支付账户，再由开展投资的企业按实际投资规模将结汇所得人民币资金划往被投资企业开立的结汇待支付账户。被投资企业继续开展境内股权投资的，按上述原则办理。

五、进一步规范结汇资金的支付管理

(一) 外国投资者、外商投资企业及其他相关申请主体应按规定如实向外汇局和银行提供相关真实性证明材料，并在办理资本金结汇所得人民币资金的支付使用（包括外汇资本金直接支付使用）时填写《直接投资相关账户资金支付命令函》（见附件）。

(二) 银行应履行“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等原则，在为外商投资企业办理资本金对外支付及结汇所得人民币资金支付时承担真实性审核责任。在办理每一笔资金支付时，均应审核前一笔支付证明材料的真实性与合规性。银行应留存外商投资企业外汇资本金结汇及使用的相关证明材料 5 年备查。

银行应按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.0 版）〉的通知》（汇发[2014]18 号文）的要求，及时报送与资本金账户、结汇待支付账户（账户性质代码 2113）有关的账户、跨境收支、境内划转、账户内结售汇等信息。其中，结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“发票号”栏中填写资金用途代码（按照汇发[2014]18 号文“7.10 结汇用途代码”填写）；除货物贸易核查项下的支付，其他划转的交易编码均填写为“929070”。

(三) 对于企业确有特殊原因暂时无法提供真实性证明材料的，银行可在履行尽职审查义务、确定交易具备真实交易背景的前提下为企业办理相关支付，并应于办理业务当日通过外汇局相关业务系统向外汇局提交特殊事项备案。银行应在支付完毕后 20 个工作日内收齐并审核企业补交的相关证明材料，并

資登記を行って相応の元転支払待ち口座を開設し、投資を行う企業は実際の投資規模に基づき人民元転して得た人民元資金を被投資企業が開設した元転支払待ち口座へ振替える。被投資企業が引続き域内持分投資を行う場合、上述の原則に基づき処理する。

五、人民元転資金支払管理の更なる規範化

(一) 外国投資者、外商投資企業及びその他関連申請主体は規定に基づき実際の通りに外管局と銀行へ関連真実性証明資料を提出し、資本金を人民元転して得た人民元資金を支払に使用する時（外貨資本金直接支払使用を含む）には「直接投資関連口座資金支払指図書」（附属資料参照）に記入しなければならない。

(二) 銀行は「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「デューデリジェンス」等の原則を履行し、外商投資企業の資本金対外支払及び人民元転して得た人民元資金の支払時には真実性審査に責任を負わなければならない。資金支払毎に、前回の支払証明資料の真実性と合法性を審査しなければならない。銀行は外商投資企業の外貨資本金人民元転及び使用の関連証明資料を 5 年間調査に備えて保存しなければならない。

銀行は「国家外貨管理局の〈金融機構外貨業務データ採集規範（1.0 版）〉の公布に関する通知」（匯發 [2014] 18 号文）の要求に照らして、資本金口座、元転支払待ち口座（口座性質コード 2113）関連の口座、クロスボーダー収支、域内振替、口座内人民元為替取引等の情報を速やかに報告しなければならない。その中で、元転支払待ち口座とその他人民元口座間の資金振替は、域内受払エビデンスへの記入を通じて域内振替情報を報告し、「發票番号」欄に資金用途コード（匯發 [2014] 18 号文“7.10 人民元転用途コード”を参照記入）を記入しなければならない；貨物貿易審査項目下の支払を除き、その他振替の取引コードは全て“929070”を記入する。

(三) 企業が特別要因により暫定的に真実性証明資料を提出できない場合、銀行は審査義務を履行し、取引が真実の取引背景を具備していると確定する前提で企業の関連支払を行うことができ、業務処理当日に外管局関連業務システムを通じて外管局へ特別事項備案（届出）を提出しなければならない。銀行は支払完了後 20 営業日以内に企業が追加提出した関連証明資料を収集、審査

通过相关业务系统向外管局报告特殊事项备案业务的真实性证明材料补交情况。

对于外商投资企业以备用金名义使用资本的，银行可不要求其提供上述真实性证明材料。单一企业每月备用金支付累计金额不得超过等值 60 万元人民币。

对于申请一次性将全部外汇资本金支付结汇或将结汇待支付账户中全部人民币资金进行支付的外商投资企业，如不能提供相关真实性证明材料，银行不得为其办理结汇、支付。

六、其他直接投资项下外汇账户资金结汇及使用管理

境内机构开立的境内资产变现账户和境内再投资账户内资金结汇参照外商投资企业资本金账户管理。

境内个人开立的境内资产变现账户和境内再投资账户，以及境内机构和個人开立的境外资产变现账户可凭外汇局相关业务登记凭证直接在银行办理结汇。

外国投资者前期费用账户资金结汇按支付结汇原则办理。

境外汇入保证金专用账户和境内汇入保证金专用账户内的外汇资金不得结汇使用。如发生担保履约或违约扣款的，相关保证金应划入接收保证金一方经外汇局核准或登记后开立的其他资本项目外汇账户并按照规定使用。

上述直接投资项下账户内利息收入和投资收益均可按照经常项目外汇管理有关规定直接在银行办理结汇及支付。

七、进一步强化外汇局事后监管与违规查处

(一) 外汇局应根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》等有关规定加强对银行办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务合规性的指导和核查。核查的方式包括要求相关业务主体提供书面说明和业务材料、约谈负责人、

し、関連業務システムを通じて外管局へ特別事項備案業務の真実性証明資料の追加提出状況を報告しなければならない。

外商投資企業が備用金（予備資金）名義で資本金を使用する場合、銀行は上述の真実性証明資料の提出を要求しなくてよい。単一企業の毎月の備用金支払累計金額は 60 万人民元相当を超えてはならない。

全外貨資本金の人民元転・支払或いは元転支払待ち口座内の全人民元資金支払を一度に申請した外商投資企業が、関連真実性証明資料を提出できない場合、銀行は人民元転、支払を行ってはならない。

六、その他直接投資項目下の外貨口座資金人民元転及び使用管理

域内機構が開設した域内資産換金口座と域内再投資口座内の資金の人民元転は外商投資企業の資本金口座管理を参照する。

域内個人が開設した域内資産換金口座と域内再投資口座、及び域内機構と個人が開設した域外資産換金口座は外管局の関連業務登記証明により直接銀行で人民元転を行うことができる。

外国投資者の前期費用（事前関連費用）口座資金の人民元転は支払元転の原則に基づき処理する。

域外振替保証金専用口座と域内振替保証金専用口座内の外貨資金は人民元転して使用してはならない。保証履行或いは違約による減額が発生した場合、関連保証金は保証金を受領する側が外管局の核准或いは登記を経た後に開設したその他資本項目外貨口座に入金し関連規定に照らして使用しなければならない。

上述の直接投資項目下の口座内利息収入と投資収益は全て經常項目外貨管理関連規定に照らして直接銀行で人民元転及び支払を行うことができる。

七、外管局事後監督管理と規則違反処分の更なる強化

(一) 外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」、「外国投資者域内直接投資外貨管理規定」等の関連規定に基づき、銀行が行う外商投資企業の資本金人民元転使用等の業務の合法性に対する指導と照合確認を強化しなければならない。照合確認の方式は関連業務主体へ書面説明と業務材料の提出を要求し、責任者と面談し、オンサイ

现场查阅或复制业务主体相关资料、通报违规情况等。对于严重、恶意违规的银行可按相关程序暂停其资本项目下外汇业务办理，对于严重、恶意违规的外商投资企业等可取消其意愿结汇资格，且在其提交书面说明函并进行相应整改前，不得为其办理其他资本项目下外汇业务。

(二) 对于违反本通知办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务的外商投资企业和银行，外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及有关规定予以查处。

八、其他相关问题

本通知自2014年8月4日起实施。此前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。试点地区外商投资企业外汇资本金结汇暂不适用《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的通知》(汇综发[2008]142号)和《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的补充通知》(汇综发[2011]88号)的有关要求。

请各试点分局、外汇管理部尽快将本通知转发试点区域内中心支局、支局和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

附件：直接投资相关账户资金支付命令函

国家外汇管理局
2014年7月4日

ト検査或いは業務主体の関連資料をコピーし、規定違反の状況等を通達することを含む。重大で悪意ある規則違反を行った銀行は関連手続きに基づきその資本項目下の外貨業務を暫定的に停止させられ、重大で悪意ある規則違反を行った外商投资企业はその自由元転資格を取消される可能性があり、その書面説明書を提出し相応の修正を行う前に、その他資本項目下の外貨業務を行ってはならない。

(二) 本通知の外商投资企业资本金人民币元転と使用等の業務違反を行った外商投资企业と銀行に対して、外管局は「中华人民共和国外貨管理条例」及び関連規定に基づき調査を行い処分する。

八、その他関連問題

本通知は2014年8月4日から実施する。以前の規定と本通知の内容が一致しない場合、本通知に準じる。試行地区の外商投资企业外貨资本金人民币元転は暫定的に「国家外貨管理局综合司の外商投资企业外貨资本金支払元転管理関連業務操作問題を改善することに関する通知」(匯総発[2008]42号)と「国家外貨管理局综合司の外商投资企业外貨资本金支払元転管理関連業務操作問題を改善することに関する補充通知」(匯総発[2011]88号)の関連要求を適用しない。

各試行分局、外貨管理部は迅速に本通知を試行地区のセンター支局、支局と銀行に転送すること。執行中に問題があれば、速やかに国家外貨管理局資本项目管理司にフィードバックすること。

附属資料：直接投資関連口座資金支払指図書(省略します。)

国家外貨管理局
2014年7月4日

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国) トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007